

## 大分類 J — 運輸通信及びその他の公益事業

### 總 説

この大分類は、鐵道、道路、水路、航空による旅客、貨物の運輸業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業、郵便、電信、電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電氣業、ガス業、水道業、衛生業（下水、塵埃汚物處理業）をいう。この大分類に入るものは公益的性格をもつもので、私營のほか官公營によるものも多く、廣泛な法的規制を受けるとともに、又、事業所の大部分は、その請求する料金代價と、その提供するサービスについて官廳の取締りを受ける。しかして、事業の分類單位は、一つの企業（多くの場合會社）をもつてする。従つてこゝに分類される事業所の職員及び施設は、地理的に廣範圍にわたることが多い。但し、倉庫業だけは一般の原則どおり一事業所をもつてする。

## 中分類60—鉄道業（地方鉄道業及び軌道業を除く）

### 總 說

この分類に含まれるものは、日本國有鉄道（全國的鉄道業）及び停車場会社である。日本國有鉄道以外の鉄道は中分類 61—地方鉄道業及び軌道業に分類される。

小分類 細分類  
番 号 番 号

601

日本國有鉄道業（全國的旅客貨物鉄道業）

6011

日本國有鉄道業（全國的旅客貨物鉄道業）

一般の貨物、旅客の運輸に従事する全國的鉄道で、鉄道國有法に基き國有鉄道、國有鉄道事業に関連する連絡船事業、自動車運送事業及び之等の附帶事業も多く本分類に含まれる。但し、鉄道技術研究所、鉄道病院、鉄道診療所、鉄道療養所、技術者養成所、鉄道教習所、職員養成所、被服工場、義肢研究所、鋳業所は、主たる事業に従いそれぞれの分類項目に分類される。

○日本國有鉄道；日本國有鉄道に所属する本庁各局及び運輸総局各局、輸送局輸送分室、地方営業事務所、営業所、地方自動車事務所、自動車営業所、支所、派出所、地方経理事務所、出納所、地方資材事務所、支所、木材防腐工場、用品庫、工場用品庫、工事用品庫、製材場、用品試験場、工事事務所、操機工事事務所、給電管理事務所、鉄道機器製作所、監督事務所、鉄道管理局、工場、分工場職場、印刷所、停車場、國有鉄道並びに國營自動車操車場、信号場、貨物取扱所、荷扱所、車掌区、船員区、連絡船、さん橋、機関区、電車区、檢車区、車電区、客貨車区、客車区、貨車区、保線区、建築区、電力区、発電区、変電区、材修場、線路試験区、電修場、信号通信区、信号区、通情区、電務区、無線区、鐵道公安室、工事区

×鉄道技術研究所〔9372〕；運輸技術研究所〔9372〕；鉄道病院〔8821〕；鉄道診療所〔8811〕；鉄道技術者養成所〔9199〕；鉄道教習所〔9199〕；鉄道職員養成所〔9199〕；鉄道被服工場〔2311〕；義肢研究所〔9374〕；鋳業所（日本國有鉄道）〔D〕

602

停車場会社

6021

停車場会社

停車場、跨線橋等を鉄道業に提供することを主業とする会社で、必ずしも自ら車輛を動かすことを要しないものをいう。現在は日本停車場株式会社が唯一のものである。

○停車場会社

## 中分類 61 — 地方鉄道業及び軌道業

### 總 説

この分類は、國有鉄道を除くすべての鉄道業及び軌道業をいう。会社ごとに主たる業務によつて分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

- 611 地方鉄道業及び軌道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）
- 6111 軌道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）  
線路を道路面に敷設して市内、郊外及び都市内を運轉する鉄道業並びに無軌道電車を含み、ともに軌道法に準拠するもので、乗合自動車運送業を兼営しないものをいう。  
○阪神電氣鉄道；軌道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）
- 6112 地方鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）  
線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運轉する鉄道業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋、又は2呎6吋）地方鉄道法に準拠するもので乗合自動車運送業を兼営しないものをいう。  
○美唄鉄道；地方鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）
- 6113 地下鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）  
線路を地下に敷設して都市高速度運轉をする鉄道事業で、地方鉄道法又は軌道法に準拠するもののうち、乗合自動車運送業を兼営しないものをいう。  
○地下鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）；帝都高速度交通營團
- 6114 鋼索鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）  
軌條と索條を併用する登山鉄道で地方鉄道法に準拠するもののうち、乗合自動車運送業を兼営しないものをいう。  
○鋼索鉄道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）
- 6115 索道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）  
空中索條から運搬具を懸垂して運轉する索道運送事業規則によるもののうち、乗合自動車運送業を兼営しないものをいう。  
○索道業（乗合自動車運送業を兼営しないもの）；秩父ケーブル株式会社
- 612 地方鉄道業及び軌道業（乗合自動車運送業を兼営するもの）
- 6121 軌道業（乗合自動車運送業を兼営するもの）

### 中分類61—地方鐵道業及び軌道業

線路を道路面に敷設して都市内及び都市間を運轉する鐵道業であつて無軌道電車を含み、ともに軌道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○軌道業（乗合自動車を兼營するもの）；東京都營電車

6122 地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

線路を道路面外に敷設し、主として郊外及び都市間を運轉する事業で軌間は3呎6吋を本則とする（特別の場合は4呎8吋半又は2呎6吋）地方鐵道法に準據するもののうち乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○地方鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；東京急行電鐵

6123 地下鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

線路を地下に敷設し都市高速運轉をする鐵道業で、地方鐵道法又は軌道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

現在日本には、こゝに分類される事業はない。

6124 鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

軌條と索條を併用する登山鐵道で、地方鐵道法に準據し乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○鋼索鐵道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；六甲越有馬鐵道

6125 索道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）

空中索條から運搬具を懸垂して運轉する索道運送事業で索道事業規則によるもののうち、乗合自動車運送業を兼營するものをいう。

○索道業（乗合自動車運送業を兼營するもの）；吉野大峰ケーブル自動車

## 中分類 62—道路旅客運送業

### 總 說

この中分類は、道路旅客運送業及び道路旅客運送に附帯する固定設備を提供する事業所をいう。但し、鉄道事業、航空事業その他を兼営する道路旅客運送業で、それぞれの分類で報告されるものを除き会社毎に分類する。

小分類 細分類  
番 号 番 号

621 一般及び貸切自動車運送業

6211 一般旅客自動車運送業

主として路線を定めて車輛を定期的に運轉して旅客を運送する事業で一般の人の需要に應ずるものをいう。

○一般乗合自動車運送業；東都乗合自動車株式会社

6212 貸切旅客自動車運送業

一般の人の需要に應じ一車を貸切つて旅客を運送する事業をいう。通常路線を定め、もしくは固定した二点間の運送をするものではない。

本分類には普通乗用車（乗車定員7人以下のもの）によるククシーハイヤー業と大型車（乗車定員8人以上のもの）による貸切バス業、遊覧バス業とがある。

○タクシー業；ハイヤー業；貸切バス業；遊覧バス業

622 特定旅客自動車運送業

6221 特定旅客自動車運送業

主として特定の人との契約により特定の旅客（工員、學生、外國人等）のみを運送するものをいう。

○帝産オート株式会社；國際自動車株式会社

623 旅客輕車輛運送業

6231 人力車及び自轉車旅客運送業

主として人力車、自轉車等によつて旅客を運送するものをいう。

○人力車業；リンク業

6232 牛馬力による旅客輕車輛運送業

主として牛車、馬車、橇等によつて旅客を運送するものをいう。

○客馬車業；乗合馬車業

624 道路旅客運送固定施設業

6241 道路旅客運送固定施設業

中分類62—道路旅客運送業

自動車的一般交通に供するため、料金をとつて、道路、橋梁、トンネルを提供し又は旅客停車場設備を提供する事業をいう。

○自動車道業

## 中分類 63 — 道路貨物運送業

### 總 說

この分類に属する事業は、地方及び長距離貨物自動車運送業、荷牛馬車運送業、手車運送業、並びに附帯施設業をいう。引越運送、小包、小荷物配達、塵芥汚物運送並びに貨物運送に附帯する固定施設を提供する事業所を含み、この中分類は会社毎に分類する。

小分類 番号	細分類 番号	
631		<b>一般貨物自動車運送業</b>
	6311	積合貨物自動車運送業 通常路線を定めて車輛を定期的に運轉し一般の人の需要に応じて不特定多数の荷主の貨物を積合せて運送する事業をいう。 ○積合貨物自動車運送業；大和運輸株式会社
	6312	貸切貨物自動車運送業 一般の人の需要に應じ一車を貸切つて貨物を運送する事業をいう。 ○相鉄運輸株式会社；大阪東運輸株式会社
632		<b>特定貨物自動車運送業</b>
	6321	特定貨物自動車運送業 特定の者との契約に基き新聞、郵便、塵芥等特定の物品を運送する事業をいう。 ○日本郵便運送株式会社；農業協同組合清掃運送株式会社
633		<b>貨物軽車輛運送業</b>
	6331	人力による貨物軽車輛運送業 手車、リヤカー、サイドカー等によつて貨物を運送する事業をいう。 ○車力業；リヤカー貨物運送業；サイドカー貨物運送業；荷車糞尿汲取運送業；汚物荷車運送業；塵芥荷車運送業
	6332	牛馬車による貨物軽車輛運送業 牛車、馬車、橇等によつて貨物を運送する事業をいう。 ○荷馬車挽業；馬力業；牛車挽業；汚物馬車運送業
634		<b>貨物荷扱固定施設業</b>
	6341	貨物荷扱固定施設業 一般貨物自動車の荷扱のための荷扱場、荷扱機械設備等を提供し及び荷扱をす

中分類63—道路貨物運送業

る事業をいう。



## 中分類 64 — 水 運 業

### 總 說

この中分類は、海洋並びに内水旅客、貨物運送業をいう。なお舩運送業、曳船業、棧橋ドック業のような水運に附帯する事業もここに含まれるが、海運仲介業は小分類 673 に分類される。会社毎に主な業務によつて分類する。

小分類 細分類  
番 號 番 號

#### 641 海 洋 運 輸 業

##### 6411 近接外國航路運輸業（日本籍船舶）

日本籍船舶によつて、日本と朝鮮、樺太、中華民國、比律賓、佛印及び南方ジャワ諸地域との間で、公海を通つて貨物旅客の船舶輸送を主とする事業をいう。

○近接外國航路運輸業（日本籍船舶によるもの）；日本海汽船株式會社；近海郵船株式會社；原田汽船株式會社

##### 6412 遠洋外國航路運輸業（日本籍船舶）

公海を通つて外國の諸港（近接外國港を除く）との間で、日本籍船舶により貨物旅客の船舶輸送を主とする事業をいう。

○遠洋外國航路運輸業（日本籍船舶）；日本郵船株式會社；大阪商船株式會社

##### 6413 近接外國航路運輸業（外國籍船舶）

外國籍船舶により日本と朝鮮、樺太、中華民國、フィリピン、佛印、及び南方ジャワ諸地域との間の公海を通つて貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○近接外國航路運輸業（外國籍船舶によるもの）

##### 6414 遠洋外國航路運輸業（外國籍船舶）

外國籍船舶により公海を通つて日本と外國の諸港（近接外國諸港を除く）との間で貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○遠洋外國航路運輸業（外國籍船舶）

#### 642 沿 海 運 輸 業

##### 6421 沿 海 運 輸 業

日本沿岸諸港間で、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。

○沿海運輸業；東海汽船；辰馬汽船

中分類64—水 運 業

- 643 内國水上運輸業
- 6431 湖沼運輸業  
 國內主要湖沼において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。  
 ○湖沼運輸業；大湖汽船株式會社
- 6432 河川運輸業  
 國內主要河川において、貨物旅客の船舶輸送を主とする事業所をいう。  
 ○河川運輸業；茨城機帆船株式會社；水郷汽船株式會社
- 644 地方水上運輸業
- 6441 渡 船 業  
 湖沼、河川、港灣、海峽等において、船舶により貨物旅客の對岸輸送を主とする事業所をいう。鐵道渡船業は細分類G011—日本國有鐵道業あるいは中分類61—地方鐵道業及び軌道業に分類される。  
 ○渡船業；渡守業；海上渡船業；鐵道渡船業（日本國有鐵道あるいは、その他の鐵道業に屬さないもの）
- 6442 舢 運 送 業  
 舢船によつて貨物を船から岸へ、船から船へ運搬する事業所をいう。この事業所の中には細分類6443—曳船業、細分類6452—水運荷役請負業を兼營するものが多い。  
 ○舢運送業；函館港運株式會社；宇部港運株式會社；若松沿岸運送株式會社；大阪河川運送株式會社
- 6443 曳 船 業  
 曳船で港の外内に汽船の發着操作を援助し、舢船、及び筏を曳航し、又筏業者から筏の曳船作業の下請けをする事業所をいう。  
 この事業所の中には細分類6442—舢運送業、細分類6452—水運荷役請負業を兼ねるものが多い。  
 ○曳 船 業
- 6449 他に分類されない地方水上運輸業  
 他に分類されない地方水上運輸業をいう。筏業はこゝに分類される。  
 ○筏業；海洋筏業
- 645 水上運輸に關係するサービス業
- 6451 棧 橋 泊 渠 業  
 繫船岩壁、ドック、その他の埠頭施設を經營する事業所をいう。  
 ○棧橋泊渠業；神戸棧橋株式會社；横濱ドック株式會社
- 6452 水運荷役請負業

中分類64-水 運 業

海運業者又は荷主との間の請負契約に基づき、船積、陸揚、荷捌の作業を行う事業をいう。

○荷役請負業（ステーパーを主とするもの）；一般港灣運送業；船内荷役請負業；沿岸荷役請負業；釜石港灣運送株式会社；関門船舶荷役会社；小名浜灣運送株式会社；仲仕業；船積業；荷捌き業；陸揚業

6453 船舶貸渡業

主として船舶の貸渡（期間よう船を含む）又は運航の委託をする事業所をいう。

6459 他に分類されない水運サービス業

他に分類されない水運サービスに従事する事業所をいう。

○海難救助業；サルベージ会社；水先案内業；スペースブローカー業

## 中分類 65 — 航空運輸業

### 總 說

この分類は、航空運輸業、空港業、及び飛行場業等をいう。航空ハイヤー業も本分類に含まれる。会社毎に主な業務により分類する。

小分類  
番 號

細分類  
番 號

651

航空運輸業（一般運送業）

6511

航空運輸業（一般運送業）

一般輸送機による郵便物、旅客、貨物の空中輸送を主たる事業とする事業所をいう。一般輸送業とは、一般的賃率により個別差あるいは特惠的賃率によらず定空路を時間表により運営するものである。

○航空運輸業（一般輸送業のもの）

652

航空業（一般輸送業を除く）

6521

航空業（一般輸送業を除く）

主として限定された顧客にたいして、特約による航空輸送を営む事業所をいう。

観光飛行、エアータクシーを事業とする会社は本分類に含まれる。

○航空業（一般輸送業以外のもの）；観光飛行業；エアータクシー業

653

空港業及び飛行場業

6531

空港業及び飛行場業

主として飛行場の経営維持及び航空機の修理格納を営む事業所をいう。

○空港業；飛行場業

## 中分類66—倉庫業及び保管業

### 總 説

この中分類は普通倉庫、冷蔵倉庫及び水面木材倉庫業を一事業所毎に主なる業務で分類する。

倉庫業とは他人の爲に倉庫（物品を蔵置するための施設——手荷物、自轉車、自動車、牛馬その他これらに準ずる物の預所、保護預りのための施設及び運送、運送取扱又は運送代弁のために物品を仮置する施設として使用するものを除く——であつて土地に定着し屋根と柱又は壁体とをもつて物品の滅失又はき損を防止する工作物並びに物品の滅失又はき損を防止するための工作を施した土地又は水面をいう）に物品を保管する事業をいう。

小分類 細分類  
番 号 番 号

661 普通倉庫業

6611 普通倉庫業

他人のために倉庫（定温装置を施した倉庫及び水面木材倉庫を除く）に物品を保管するを事業とする事業所をいう。

○倉庫業（普通倉庫業）

662 冷蔵倉庫業

6621 冷蔵倉庫業

他人のために定温装置を施した倉庫に物品を保管するを事業とする事業所をいう。

○冷蔵倉庫業；定温倉庫業

663 水面木材倉庫業及び保管業

6631 水面木材倉庫業及び保管業

主として水面において木材の倉庫及び保管を行う事業所をいう。

○水面木材倉庫業；東京木材倉庫株式会社；名古屋水面庫倉株式会社

664 農産倉庫業

6641 農産倉庫業

主として穀類、葉煙草もしくは加工されない農産物の保管を行うもので人工定温を行わない事業所をいう。

○倉庫業（主として未加工農産物を保管するもの）

## 中分類 67 — 運輸に附帯するサービス業

### 總 説

この分類は、運輸に附帯するサービス業、たとえば小運送業、運輸幹旋業等をいい、一事業所毎に分類する。

小分類  
番号

細分類  
番号

671

貨物取扱業

6711

貨物取扱業

主として他人の需要に応じ自己の名をもつて、物品運送の取次、又は他人の需要に応じ他人の名をもつて物品の委託又は運送物品を交通機関を利用して運送する事業所をいう。

主として単に荷送人と交通機関との間に貨物運送の幹旋を行う事業所は細分類6731に分類される。

○貨物取扱業（通運業を除く）； 運送取扱業； 運送代理業； 利用運送業

6712

通 運 業

主として貨物取扱を行うものうち、特に通運事業法に準拠して鉄道貨物運送の取扱代弁、貨車の積込、取卸、集貨、配達等の事業を行つてゐるもので、國有鉄道、地方鉄道、軌道と最も密接な関係にあるものをいう。

日本通運株式会社は、その代表的なものである。

主として、荷送人と鉄道との間に貨物運送の幹旋を行う事業所は、細分類6731に分類される。

○通運事業； 日本通運株式会社

672

包 装 業

6721

包 装 業

運送のために物品の荷造り、もしくは包装を引受ける事業所をいう。

○荷造業； 貨物包装業； 日本荷造株式会社

673

運 輸 幹 旋 業

6731

運 輸 幹 旋 業

主として旅行及び貨物運送の幹旋を行う事業所をいう。交通公社のような旅客幹旋、乗車券販売業のほか船舶代理店、海運仲立業等はこゝに分類される。

○運輸幹旋業； 交通公社； 回漕店； 船舶代理業； 海運仲立業

中分類67—運輸に附帯するサービス業

679

その他の運輸に附帯するサービス業

6799

その他の運輸に附帯するサービス業

主として検査、検査、見本抽出、その他運輸に附帯するサービスを主とする事業所で他に分類されないものをいう。

○検査業； 検査業； 見本抽出業； 燈台； 航空標識所； 航空保安事務所； 自動車検査業； 船荷積付監定業。

# 中分類68—通 信 業

## 總 說

この分類は、國營の郵便事業及び電信、電話事業のほか、公營又は民營による放送事業をいい、一事業所ごとに分類する。

郵便局において取扱われる郵便貯金、郵便爲替、振替貯金、簡易生命保険及び郵便年金事業も小分類 681—郵便業に含まれる。

小分類  
番 号

細分類  
番 號

681

郵 便 業

6811

郵 便 業

主として信札、その他郵便物として差し出された物の送達を行う國營事業をいい、従事する主な業務に従つて分類される。すなわち、郵政省、地方郵政局は大分類 L—公務に、地方貯金局、地方簡易保険局は大分類 H—金融及び保険業に、博物館、病院、診療所、職員訓練所は大分類 K—サービス業に分類される。

○郵 便 局

682

電 信、電 話 業

6821

電 信、電 話 業

主として有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信、その他電氣的方法による送信又は受信によつて意志及び事實を伝え、又は受ける一切の手段の設置運用、保存を行う國營事業をいい、従事する主な業務に従つて分類される。すなわち、電氣通信省大臣官房、航空保安庁は大分類 L—公務に、逓信病院、逓信療養所、電氣通信保養所、電氣通信職員訓練所は大分類 K—サービス業に航空保安事務所、航空保安標識所は中分類 67 に分類される。

○電氣通信省(大臣官房を除く);電氣通信研究所;電氣通信地方資材部;地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所、地方電氣通信取扱所

683

放 送 業

6831

放 送 業

公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信に従事する事業所をいう。

○放送局;日本放送協会放送局;中継放送所

689

通信に附帯するサービス業



中分類68—通 信 業

6899 通信に附帯するサービス業

通信業に附帯する他に分類されないサービス業をいう。

中分類70—熱、光及び動力供給業

## 中分類70—熱、光及び動力供給業

### 總 說

この分類は電気、動力、ガス等を供給する会社をいう。会社ごとに主たる事業により分類する。

小分類  
番 号

細分類  
番 号

701

電 氣 業

7011

電 氣 業

主として消費者のために動力の発電、送電及び配電を行う事業所をいう。

○関東配電株式会社

702

ガ ス 業

7021

ガ ス 業

主として製造ガス、天然ガス又はこれら混合ガスを生産し、又は購入し導管をもつて一般需要者に供給する事業所をいう。但し天然ガスの生産のみに従事するものは大分類 D— 鉱業に分類される。

○ガス会社

## 中分類 71 — 水道業及び衛生業

### 總 説

この分類は、水道業（灌漑用水供給業を除く）と汚水、下水の処理業のような廢棄物の廢棄及び處理に従事する事業所をいう。

小分類 細分類  
番 号 番 号

711 水 道 業

7111 水 道 業

家庭及び商業的消費者に水を供給する事業所をいう。灌漑用水の供給業は大分類 A— 農業に分類される。

水道業は主として市町村によつて管理されるが、縣、法人又は個人によつて經營されるものがある。

○水道業（灌漑用水供給業でないもの）；上水道組合；上水道会社；東京都水道局  
下水道業及び汚物掃除業

712

7121 下水道業及び汚物掃除業

主として塵芥、灰、下水、汚物の處理に附帶して汲取蒐集運搬の伴うもの、あるいは、その最終處理を提供する事業所で市町村公共団体等によつて管理される公共的性質のものをいう。

車輛で塵芥、汚物等を汲取運搬する事業は中分類 63 に、又清掃を主とし糞尿の汲取、塵芥、汚物の運搬及び最終的處理を行わない事業所は大分類 K— サービス業小分類 835 に分類される。

○塵埃處理業（塵埃の最終處理を行うもの）；汚物處理業（汚物の最終處理を行うもの）；汚物汲取運搬處理業；胞衣会社